



困ったときは一人で抱え込まず、相談してください

11月は「児童虐待防止推進月間」です

☎子育て応援課 ☎ 36-7253

体罰は禁止です

▼今年4月から、児童福祉法等の改正法が施行されました。親権者などは、児童のしつけに際し、体罰を加えてはならないことが法律で定められました。昨今、保護者が「しつけ」と称して暴力や虐待を行い、子どもが死亡するといった事件が後を絶ちません。子どもの人権が守られる体罰などのない社会を実現させるためには、一人一人が意識を変えていくことが大切です。また、11月は家庭内暴力(DV/ドメスティック・バイオレンス)をなくす「DV防止月間」でもあります。子育て中の保護者に対する支援も含め、体罰などによらない子育てを推進するため、社会全体で取り組んでいきましょう。体罰は良くないと分かっているにもかかわらず、さまざまな状況や理由によって、それが難しいと感じる場面もあるかもしれません。困ったときは、子育て応援課へご相談ください。一緒に考えていきましょう。

【これらは全て体罰です】

- 何度も注意したが、言うことを聞かないので頬を叩いた
- 大切なものにいたずらをしたので、長時間正座させた
- 友達を殴りけがをさせたので、同じように子どもを殴った
- 宿題をしなかったので、夕食を与えなかった

しつけと体罰の違い

▼しつけとは、子どもの人格や才能などを伸ばし、社会において自律した社会生活を送れるようにサポートしていくことです。そのためには、体罰ではなく、どうすればよいのか言葉や見本を示すなど、子どもと向き合い、本人が理解できる方法で伝える必要があります。

※しつけのためだとしても、身体に何らかの苦痛を与えたり、不快感をもたらす行為をしたりすることは、法律で禁止されている体罰に該当します。

体罰がもたらす悪影響

- ▼保護者から体罰を受けていた子どもは、全く受けていなかった子どもに比べて、次のような傾向にあることが指摘されています。
- 落ち着いて話を聞けない
- 約束を守れない
- 一つのことに集中できない
- 感情をうまく表せない

※体罰が頻繁に行われるほど、これらのリスクは高まります。虐待や体罰、暴言を受けた体験はトラウマ(心的外傷)となり、その後の子どもの成長と発達に悪影響を与えてしまいます。



子どもとの関わり方の一例を紹介します

体罰などによらない子育てのためのポイント

☎子育て応援課 ☎ 36-7253

子どもとの関わり方

▼安心感や信頼感、温かな関係が心地よいのは、子どもも大人も同じです。子どもとの関わり方の一例を紹介します。

- **子どもの気持ちや考えに耳を傾けましょう**
：相手に自分の気持ちや考えを受け止めてもらえたという体験によって、子どもは気持ちが悪く落ち着いたり、大切にされていると感じたりします。子どもにも問いかけをしたり、相談をしながら、どうしたらよいかを一緒に考えましょう。
- **注意の方向を変えたり、子どものやる気に働きかけたりしててみましょう**
：子どもは、すぐに気持ちを切り替えるのが難しいこともあります。時間的に可能なら、待つことも大切です。難しいければ場面を切り替えるなど、注意の方向を変えてみてください。
- **良いこと、できていることを具体的に褒めましょう**
：子どもの良い態度や行動を褒めることは、子どもによってうれしいだけでなく、自己肯定感を育みます。結果だけでなく、今できていることに着目して褒めることも大切です。